出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

		J 71	
事件番号	平成 16(あ)2145	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	傷害被告事件	原審事件番号	平成 16(う)785
裁判年月日	平成 17 年 3 月 29 日	原審裁判年月日	平成16年9月9日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 59 巻 2 号 54 頁		

判示事項	自宅から隣家の被害者に向けて連日連夜ラジオの音声等を大音量で鳴らし続け	
	被害者に慢性頭痛症等を生じさせた行為が傷害罪の実行行為に当たるとされた	
	事例	
裁判要旨	自宅から隣家の被害者に向けて、精神的ストレスによる障害を生じさせるかも	
	しれないことを認識しながら、連日連夜、ラジオの音声及び目覚まし時計のア	
	ラーム音を大音量で鳴らし続けるなどして、被害者に精神的ストレスを与え、	
	慢性頭痛症等を生じさせた行為(判文参照)は,傷害罪の実行行為に当たる。	

全 文

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中70日を本刑に算入する。

理 中

弁護人巽昌章の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案の異なる判例を引用するものであって本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、原判決の是認する第1審判決の認定によれば、被告人は、自宅の中で隣家に最も近い位置にある台所の隣家に面した窓の一部を開け、窓際及びその付近にラジオ及び複数の目覚まし時計を置き、約1年半の間にわたり、隣家の被害者らに向けて、精神的ストレスによる障害を生じさせるかもしれないことを認識しながら、連日朝から深夜ないし翌未明まで、上記ラジオの音声及び目覚まし時計のアラーム音を大音量で鳴らし続けるなどして、同人に精神的ストレスを与え、よって、同人に全治不詳の慢性頭痛症、睡眠障害、耳鳴り症の傷害を負わせたというのである。【要旨】以上のような事実関係の下において、被告人の行為が傷害罪の実行為に当たるとして、同罪の成立を認めた原判断は正当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 福田博 裁判官 滝井繁男 裁判官 津野修 裁判官 今井功 裁判官 中川了滋)

※参考: 判例タイムズ 1197号 136頁、判例時報 1915号 156頁、ジュリスト 1315号 190頁